

豊橋市指定管理者運営審査会議設置要綱

(設置)

第1条 豊橋市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年豊橋市条例第33号）第14条の規定に基づき、指定管理者による公の施設の適正な管理運営の確保に関し、必要な事項を審査するため、豊橋市指定管理者運営審査会議（以下「審査会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会議は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- (1) 指定管理者制度運用の検証・改善に関すること。
- (2) 指定管理者への評価及び改善指導・監督処分に関すること。
- (3) 指定管理者制度の導入・更新に関すること。
- (4) その他指定管理者制度に関すること

(構成)

第3条 審査会議の構成は、次のとおりとする。

- 会長 豊橋市副市長事務分担規則（令和4年豊橋市規則第16号）第2条第1項第1号に掲げる副市長
副会長 同規則第2条第1項第2号に掲げる副市長
委員 総務部長、財務部長及び行政課長

(会議)

第4条 審査会議は、必要に応じ開催し、会長が総理する。ただし、会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代理する。

2 審査会議において必要があると認めたときは、関係部課長等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 庶務担当課は会議終了後直ちに、審査の結果を市長に報告しなければならない。ただし、会議終了後に市長が出席する政策会議等を開催する場合は、これに代えることができるものとする。

(資料の提出)

第6条 関係課は、関係資料をとりまとめ審査会議に提出しなければならない。

(庶務)

第7条 審査会議の庶務は、財務部資産経営課において処理するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。